

情報システム戦略課契約業者等選定委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、情報システム戦略課所管の業務の執行にあたり、契約業者等の適正な選定を図るため、情報システム戦略課に情報システム戦略課契約業者等選定委員会（以下「委員会」という）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、契約業者等の選定に関し、必要な事項を審査する。

2 前項の審査は、原則として委託料の執行予定額が100万円以上500万円未満のものについて行う。

(組織)

第3条 委員会の構成は次のとおりとする。

委員長 情報システム戦略課長

副委員長 情報システム戦略課副課長

委員 情報システム戦略課デジタル政策幹、情報システム戦略課主幹、
その他委員長が必要と認めた者

(定足数)

第4条 委員会の定足数は、過半数とする。

(運営)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員長に事故あるとき又は委員長が不在で緊急やむを得ないときは、副委員長が、その職務を代行する。

2 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

(関係職員の出席)

第6条 委員会は、審査の内容について必要があるときは関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員会の内容又は、職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、企画・セキュリティ担当に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。